


|                         |  |
|-------------------------|--|
| 対象車両                    | ・令和5年4月1日以降に初年度登録された車両（※プラグインハイブリッド自動車については、令和3年4月1日以降に初年度登録された車両）<br>・一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象として指定した電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、側車付二輪自動車・原動機付自転車、超小型モビリティ、ミニカーに記載がある車両 |
| 対象設備                    | 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象として指定したV2H充放電設備を新品で購入し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに設置するもの。  |
| 対象者<br>(1～3のいずれかに該当する方) | 1. 市内に住所を有する方（申請時に加西市の住民基本台帳に記録がある方）<br>2. 市内に事務所・事業所がある法人または個人事業主<br>3. 1、2に対象車両を貸与するリース事業者<br>※リースの場合は使用者ではなくリース事業者への補助となります。  |
| 補助金額                    | ・燃料電池自動車 20万円/台<br>・電気自動車（普通自動車） 10万円/台<br>・電気自動車（小型・軽自動車）、プラグインハイブリッド自動車、側車付二輪自動車、原動機付自転車、超小型モビリティ、ミニカー 5万円/台<br>・V2H充放電設備 5万円/台  |
| 申請方法                    | 環境課窓口（市役所付棟2階）、郵送、オンライン申請（右記QRコード）のいずれかの方法にて提出。<br>                                    |
| 受付期間                    | 6月5日（月）～補助金額の終了まで  |

地球に優しい環境都市の創造を目指し、6月5日（月）から電気自動車等の導入費用を補助します。

### 電気自動車等導入費用を補助

詳しくは市ホームページをご覧ください。  
問合せ先…環境課 ☎④8716



### 福祉医療費受給者証 7月から更新

新しい福祉医療費受給者証を6月下旬に郵送します。（母子家庭等に該当される方には現況届を郵送）。7月からは、健康保険証と一緒に新しい受給者証を医療機関の窓口にて提示してください。

| 助成制度            | 対象者  | 自己負担  | 所得基準  |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |
|-----------------|--|---|---|------|--------|-------|----|------|-------|----|------|-------|----|-------|-------|----|-------|-------|
| 乳幼児等・子ども        | 0歳児～18歳  | なし  | 所得制限なし（ただし、中学3年生までは保護者の所得の確認が必要）  |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |
| 高齢期移行           | 65～69歳で世帯全員が市民税非課税                                   | 2割負担<br>区分Ⅱ/<br>・外来限度額 月12,000円<br>・外来+入院限度額 月35,400円<br>区分Ⅰ/<br>・外来限度額 月8,000円<br>・外来+入院限度額 月15,000円 | 区分Ⅱとは…<br>市民税が非課税世帯で本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下で、かつ要介護2以上に該当する方<br>区分Ⅰとは…<br>市民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円の方  |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |
| 重度障害者等・高齢重度障害者等 | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方                | ・外来限度額/1医療機関あたり1日600円で月2回まで（低所得者400円）<br>・入院限度額/1割負担で月2,400円（低所得者1,600円）<br>※18歳までは自己負担なし             | 本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満<br>※18歳までは所得制限なし  |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |
| 母子家庭等           | 18歳に達した年度末までの児童または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父およびその児童、遺児 | ・外来限度額/1医療機関あたり1日800円で月2回まで（低所得者400円）<br>・入院限度額/1割負担で月3,200円（低所得者1,600円）<br>※18歳までは自己負担なし             | 児童の親または扶養義務者の所得が下記の基準未満<br>※詳しくは市HPを参照<br><table border="1"> <tr> <th>扶養人数</th> <th>親と子を助成</th> <th>子のみ助成</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>49万円</td> <td>192万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>87万円</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>125万円</td> <td>268万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>163万円</td> <td>306万円</td> </tr> </table> ※18歳までは所得制限なし | 扶養人数 | 親と子を助成 | 子のみ助成 | なし | 49万円 | 192万円 | 1人 | 87万円 | 230万円 | 2人 | 125万円 | 268万円 | 3人 | 163万円 | 306万円 |
| 扶養人数            | 親と子を助成   | 子のみ助成   |   |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |
| なし              | 49万円   | 192万円   |   |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |
| 1人              | 87万円   | 230万円   |   |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |
| 2人              | 125万円  | 268万円   |   |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |
| 3人              | 163万円  | 306万円   |   |      |        |       |    |      |       |    |      |       |    |       |       |    |       |       |

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除または寄付金税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。  
※精神障害者保健福祉手帳によって受給者となられた方は、精神疾患以外の受診分について医療費を助成します。  
※高額な治療を受ける際には、必ず医療機関の窓口で限度額認定証をご提示ください。

### 国民健康保険税の税率等変更

令和5年度の国民健康保険税率、課税限度額および軽減措置判定所得額が次のとおり変更されます。国民健康保険は、国保加入者が納めた国民健康保険税と、国・県からの交付金で運営されています。増加していく医療費の動向を注視しながら、今後も適切な国保運営を図ってまいります。

| 課税区分             |      | 改正前     | 改正後     | 増減      |
|------------------|------|---------|---------|---------|
| 基礎課税分<br>(医療給付分) | 所得割率 | 7.4%    | 7.0%    | ▽0.4%   |
|                  | 均等割額 | 27,000円 | 27,000円 | 変更なし    |
|                  | 平等割額 | 21,000円 | 18,500円 | ▽2,500円 |
| 後期高齢者<br>支援金等課税分 | 所得割率 | 2.8%    | 2.8%    | 変更なし    |
|                  | 均等割額 | 9,000円  | 9,000円  | 変更なし    |
| 介護納付金<br>課税分     | 所得割率 | 2.3%    | 2.7%    | 0.4%    |
|                  | 均等割額 | 10,000円 | 10,000円 | 変更なし    |
|                  | 平等割額 | 6,000円  | 7,000円  | 1,000円  |

- 所得割率…加入者の前年分所得から計算した基準となる所得に乗じる税率
- 均等割額…加入者1人あたりの税額
- 平等割額…加入世帯1世帯あたりの税額
- 課税限度額…所得割額、均等割額、平等割額の合計金額の限度額
- 給与所得者等…一定の給与所得か一定の公的年金等の支給を受ける人

| 課税限度額            |      | 改正前  | 改正後  | 増減   |
|------------------|------|------|------|------|
| 基礎課税分<br>(医療給付分) | 65万円 | 65万円 | 65万円 | 変更なし |
| 後期高齢者<br>支援金等課税分 | 20万円 | 22万円 | 22万円 | 2万円  |
| 介護納付金<br>課税分     | 17万円 | 17万円 | 17万円 | 変更なし |

|             |      | 改正前  | 改正後  |
|-------------|------|--|--|
| 国保税<br>軽減措置 | 2割軽減 | 所得が43万円+52万円<br>×被保険者数+10万円<br>×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯   | 所得が43万円+53万5千円<br>×被保険者数+10万円<br>×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯 |
|             | 5割軽減 | 所得が43万円+28万5千円<br>×被保険者数+10万円<br>×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯 | 所得が43万円+29万円<br>×被保険者数+10万円<br>×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯   |

### 後期高齢者医療保険料

令和5年度は保険料率（均等割額と保険料率）に変更はありませんが、赤字の部分が変更となり、均等割額の軽減対象が拡大されました。

| 軽減割合<br>(軽減後均等割額・年額) | 軽減対象<br>(被保険者全員+世帯主)        | 軽減後の均等割額                                    |
|----------------------|-----------------------------|---|
| 7割軽減<br>(1万5044円)    | 総所得金額(被保険者全員+世帯主)が次の基準以下の世帯 | 43万円(基礎控除額)+10万円×(年金・給与所得者数-1)              |
| 5割軽減<br>(2万5073円)    |                             | 43万円(基礎控除額)+29万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)   |
| 2割軽減<br>(4万117円)     |                             | 43万円(基礎控除額)+53万5千円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) |

問合せ先…国保医療課 ☎④8796

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局  
コールセンター ☎078・326・2021

### 加西市観光協会 公式LINEを開設

観光協会の公式LINEアカウントを開設しました。



※画像はイメージです。

市内の観光に関する新着情報を、LINEで受け取ることができます。また、観光ガイドやレンタサイクルの申込みもできるため、便利に加西市を楽しむことができます。

ぜひ友だち追加して、加西市をもっと身近に感じてください。

問合せ先…加西市観光協会 ☎④8200



友だち追加はこちら